

平成23年10月3日

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項の規定に基づき公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「この法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 広く一般社会に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金

### (一般寄附金の募集及び使途)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、定款第4条第1項に定める公益目的事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても寄附金額の50%以上は公益目的事業に使用することとする。

### (特定寄附金の募集及び使途)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他に必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (特別寄附金の募集及び使途)

第5条 この法人は、常時特別寄附金を募ることができる。

- 2 前項の寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び当該寄附金にかかわる第6条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受入基準)

第9条 寄附金が下記各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第10条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護に関する基本規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、公益財団法人の移行登記の日から実施する。

(平成23年10月3日)